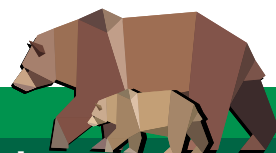




ヒグマに注意!

4月1日(金)から5月31日(火)は
春の「ヒグマ注意特別期間」です



春先は森林内でヒグマの出没が多くなり、5月以降はヒグマが人里付近へ現れることが想定されます。

山菜取りなどで山林に入るときは薄暮時を避け、複数人で行動し、鈴やラジオなど音が鳴るもので人がいることをヒグマに知らせるなど、ヒグマに対する注意をお願いします。

町内のヒグマ出没情報については、別海町地域安全情報システム「まもメール」でお知らせしています。

ヒグマに遭遇したり、足跡などの痕跡を見つけた場合は、直ちに情報提供をお願いします。

町ホームページ
検索キーワード

まもメール

検索

問合せ／みどり担当 (内線1611~1613)

造林事業補助制度について



■事業名 森林環境保全整備事業

■補助条件

- ・1 施工地につき0.1ha以上の面積を整備すること
- ・別海町森林整備計画対象林で森林経営計画が策定されていること

森林は防風や防霧、土砂災害の防止、生態系の保全や地球温暖化防止など日々の暮らしに欠かせない働きを持っています。

北海道では、森林の育成を図るため、苗木の植栽や草刈り、枝払い、間伐などを行った場合に経費の一部を補助しています。

自身が所有する森林の整備等を考えている場合には、ぜひご活用ください。

また、本町では上記事業の個人負担分に対して補助を行う「豊かな森づくり推進事業」(植栽)と「環境保全緑化事業」(植栽・下刈り・殺鼠剤散布)を実施しています。

事業内容や補助金額は、各種条件によって違いがありますので、詳しくは下記担当までお問い合わせください。

問合せ／みどり担当(内線1611~1613)

森林の伐採や土地所有者変更に係る届け出について

■森林を伐採するとき

伐採を始める日の90日から30日前までの間に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出することが義務付けられています。(無断で森林を伐採した場合は、伐採の中止および造林を命じることがあります。)

■伐採が完了したとき

伐採完了後30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出することが義務付けられています。

■新たに森林の土地所有者になったとき

譲渡や相続等で所有者となった日から90日以内に「森林の土地所有者届出」を提出することが義務付けられています。

問合せ内容・問合せ先

- 普通林の伐採または伐採後の造林の相談
 - 火入れ行為に関する相談
 - 森林の土地の所有者届出制度に関する相談
 - その他森林に関する相談
- 役場水産みどり課みどり担当 TEL75-2111(内線1611~1613)

- 保安林の立木伐採に関する相談
- 保安林内行為に関する相談
- 林地開発行為(1ha以上の森林を伐採後草地等に造成、転用する場合)に関する相談
- その他森林に関する相談

根室振興局産業振興部林務課 TEL 0153-23-5639

根室振興局森林室 TEL 0153-75-2304



清流保全活動事業による経費補助について

本町では、町民が自ら取り組む、豊かで清らかな河川環境づくりなどの活動に対して、経費の一部を補助しています。

補助を希望する団体等は、募集期間内に下記担当へお問い合わせください。

- 補助金対象経費
- ・植樹等の事業に係る経費
 - ・河川や河川敷地の清掃に係る経費
 - ・河川環境保全に係る講演の経費

■補助率 2分の1以内（上限30万円） ■募集期間 4月28日(木)まで

募集期間内で補助上限額に達しない場合は、期間後も随時受け付けます。

問合せ／みどり担当（内線1611～1613）

山火事に注意！

【山火事予防全道統一標語】
「守りたい 森と動物 火のしまつ」

大切な森林を林野火災から守るため、本町では林野火災危険期間、強調期間を定めています。

近年、道内で発生している林野火災の原因は、森林周辺でのごみ焼きや、入林者によるたばこの不始末など、人為的な過失によるものが大半を占めています。

ひとたび火災が発生すると、乾燥や強風などの気象条件により火災面積が拡大し、甚大な被害をもたらす可能性があります。

山菜採りや魚釣り等で入林する方は、たばこの吸い殻など、火の取り扱いには、十分ご注意願います。

また、山林に立ち入る際には、必ず所有者の許可を受けてから入林してください。

問合せ／みどり担当（内線1611～1613）



■危険期間 6月30日(木)まで

■強調期間 4月21日(木)から5月31日(火)

協力隊のまるまるな話

原田 佳美



こんにちは、原田です。先日、初めて野付半島の水平線ウォークを体験しました。視界一面真っ白に凍った海の

上をガイドさんと一緒に歩き、三本松にあるワシの巣や、トドワラをすぐ側で見ると、普段はできない体験ができて本当に楽しかったです。その日もメディアの撮影隊が来町していましたが、この冬、別海町のことがメディアに取り上げられる機会が増え、町に興味を持たれる方もこれまで以上に多くなっているのではないのでしょうか。そして、このタイミングで「いつか移住を」と考えられている移住希望者さんが町での生活を体験できる「別海町お試し移住住宅」の運用がこの4月から始まりました！これから徐々に町への移住を検討する方が来町されるようになります。町民の皆さま、移住希望者さんを町で見かけられましたら、温かく迎え入れていただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。



4月のUshi-caオープン日 交流館ぶらと1F

6日、7日、8日、13日、14日、15日、20日、21日、22日、27日、28日

水曜日、木曜日、金曜日 午前9時から午後5時

※業務の状況の変更などで急きょ変更する場合があります。